

令和6年1月22日

(一社) 富田林薬剤師会

会員先生 各位

(一社) 富田林薬剤師会

会長 南 貞子

令和3年度介護報酬改定における経過措置について

平素より、当会活動に、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年度介護報酬改定において経過措置とされた薬局が関係する3項目について府薬より周知連絡がありました。ご査収のほど、よろしく願いたします。

1. 感染対策の強化〔経過措置期限:令和6年3月31日〕

➡ 日本薬剤師会において薬局における感染対策に関する指針及び研修教材を作成中です。

成果物は後日改めての情報提供となります。

2. 業務継続に向けた取組の強化〔経過措置期限:令和9年3月31日〕

➡ 日本薬剤師会により以下資料が提供されています。

・薬剤師のための災害対策マニュアルページ

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/manual.html>

・新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画(案)薬局向け作成例

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/plan.html>

≪関連セミナー≫ 介護事業者のための業務継続計画(BCP)作成セミナー

<https://www.chusanren.or.jp/bcp/kaigo2023/index.html>

日時 ※いずれも 13:30~15:00

BCP 策定コース:1月 17 日(水)、22 日(月)

BCP 訓練コース:1月 19 日(金)、24 日(水)

開催方法:ZOOM のオンラインセミナー

参加対象者:介護保険サービス事業者もしくは関係者、地方自治体の関係者

参加費:無料

申込期限:セミナー開始まで

3. 高齢者虐待防止の推進〔経過措置期限:令和9年3月31日〕

本件については OKISS に掲載予定です。

日 薬 業 発 第 361 号
令 和 6 年 1 月 15 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

介護事業者のための業務継続計画（BCP）作成セミナー（令和5年度委託事業
介護施設等における感染症の感染対策及び業務継続計画（BCP））の開催について
（周知依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省老健局高齢者支援課ほかより、別添のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

令和3年度介護報酬改定において経過措置とされていた「業務継続に向けた取組の強化」の経過措置期限が令和9年3月31日まで延長されたことについては、令和6年1月12日付け事務連絡にてお知らせしたところですが、経過措置期間中であってでもできるだけ早期に取り組んでいただくよう併せてお願いしたところでした。

今般、令和5年度厚生労働省委託事業として介護事業者のための業務継続計画（BCP）作成セミナーが開催され、サービス類型に応じた解説が行われるとのことです（要申し込み・先着順）。

薬局における業務継続計画策定の参考として、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<概要>

1. 日時 ※いずれも13:30~15:00
BCP策定コース：1月17日（水）、22日（月）
BCP訓練コース：1月19日（金）、24日（水）
2. 開催方法：ZOOMのオンライン・セミナー
3. 参加対象者：介護保険サービス事業者もしくは関係者（法人本部及び支部の職員含む）、地方自治体の関係者
4. 参加費：無料
5. 申込期間：令和5年12月18日正午～セミナー開始まで
6. 申込画面：<https://www.chusanren.or.jp/bcp/kaigo2023/index.html>

令和6年1月5日
事務連絡

関係団体 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護事業者のための業務継続計画（BCP）作成セミナー
（令和5年度委託事業 介護施設等における感染症の感染対策及び
業務継続計画（BCP）の開催について（周知依頼）

平素より介護保険行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和5年度委託事業として介護事業所が継続したサービス提供を行えるよう業務継続計画（BCP）の作成支援の事業（委託先：一般社団法人 中部産業連盟）を実施しているところですが、今般、当該事業の一環として、別紙のとおり「介護事業者のための業務継続計画（BCP）作成セミナー」を開催することといたしました。

本セミナーでは、令和6年3月末に義務化の経過措置期間が終了する業務継続計画（BCP）の作成について、作成のための基礎知識や手順等を説明するとともに、具体的な場面を設定したうえでの机上訓練を行う予定です。

つきましては、セミナー開催について、貴法人の傘下の事業所や関係する事業者に対する周知にご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

（申し込み方法等の問い合わせについて）

BCP 作成セミナー事務局
一般社団法人中部産業連盟 サポートセンター
野垣、大竹

TEL 052-931-2980

E-mail : bcp@chusanren.or.jp

（事業内容の問い合わせについて）

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
星野、今村、大村

電話：03-5253-1111（内）3927、3972

FAX：03-3595-3670

介護事業者のための業務継続計画(BCP)作成セミナーのご案内

令和3年度より全ての事業所でBCPの策定が義務化されました！

参加無料

(令和6年3月までは努力義務)

BCPを作りたいが手順がわからない、BCPを作成したもののこれで良いかわからないといった事業者を対象に、セミナーを開催します。

BCP作成において、誰もが直面する課題を中心に、

サービス類型に応じた解説を行います。

そのため、事業者のサービスに合った時間に応募してください。



開催日程(ウェブ開催)

1. 日時・セミナー区分 各回定員5,000名/回(先着順)

コース	令和6年	A:入所系 9:30-11:00	B:通所系 11:30-13:00	C:訪問系 13:30-15:00	D:居宅介護支援 15:30-17:00
①BCP策定	1月17日(水)	①A1	①B1	①C1	①D1
	1月22日(月)	①A2	①B2	①C2	①D2
②BCP訓練	1月19日(金)	②A1	②B1	②C1	②D1
	1月24日(水)	②A2	②B2	②C2	②D2

コース①BCP策定：厚生労働省の例示入りひな形を使い、基礎から作り方を解説

コース②BCP訓練：具体的な感染症・自然災害のシナリオに基づいた机上訓練を解説

各コースとも1回で完結。各コース単独での参加も可能

2. 場所：ZOOMのオンライン・セミナー

3. 参加対象者：介護保険サービス事業者もしくは関係者(法人本部及び支部の職員含む)、
地方自治体の関係者

4. 参加費：無料

5. 申込期間：令和5年12月18日正午～セミナー開始まで

6. 申込方法：裏面の注意事項を一読いただき、下記の申込画面
または、右のQRコードよりお申込みください。



【申込画面】

<https://www.chusanren.or.jp/bcp/kaigo2023/index.html>

プログラム

コース①BCP策定

1. ご挨拶	厚生労働省老健局
2. BCP策定	一般社団法人 中部産業連盟
3. 質疑応答	

コース②BCP訓練

1. ご挨拶	厚生労働省老健局
2. BCP訓練	一般社団法人 中部産業連盟
3. 質疑応答	

【お問合せ先】(セミナー窓口) BCP作成セミナー事務局

一般社団法人中部産業連盟 サポートセンター 担当/野垣、大竹

TEL 052-931-2980(直) E-mail: bcp@chusanren.or.jp

お申込み方法と注意点

詳しくは申込画面の解説書「お申込み時の注意事項、画面操作方法」をご確認ください。

1. 申込画面の参加希望回の選択

- ・申込画面に表示される開催日程から参加希望回を選択し、次の登録画面へ進んでください。
サービス類型ごとに想定されるサービスを解説書に掲載しておりますので、参考にしてください。

2. 登録画面で参加者情報の事前登録(必須)

- ・必要事項を入力・選択し、「登録」ボタンを押下。
- ・入力したメールアドレス宛てに、**直ちに**登録完了メールが届きます。
登録完了メールは、必ず受信を確認いただき、メールは保管ください。
- ・定員超過の場合は、「**受付は終了しました**」と表示されます。キャンセル待ちはございません。
※研修終了後、研修動画を公開致します。
- ・キャンセルは、登録完了メールにある「キャンセル」で実施してください。(電話・メールは不可)

登録完了メールが届かない場合は、上記解説書の指示に従ってください。

3. セミナーの説明資料の入手方法

- ・登録完了メールに記載した場所に、開催の1週間前に公開します。当日、説明資料を画面で共有しますが、できれば、説明資料を入手し、印刷して参加することをおすすめします。
- ・BCP策定では、厚生労働省「介護施設・事業所におけるBCP作成支援に関する研修」例示入りひな形を使います。事前に該当するひな形を入手し、印刷することをおすすめします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

4. セミナー当日の参加方法

- ・登録完了メールにあるURLをクリックしてください。必要に応じて下記アップデートを実施してください。

<注意事項>

- ・多くの方が視聴できるよう**1事業者1名1回の登録に限定**します。また、1台のパソコン画面を複数名で視聴することは可能ですが、1名で複数のパソコン、スマホ等からの参加不可とします。
- ・**共通のメールアドレスでの登録時は、注意してください**。参加者はメールアドレスで認識しており、同一セミナーに同じメールアドレスで複数回登録した場合は、最後の登録情報のみ有効とされるため、セミナー当日には、1名しか参加できません。

ウェブセミナーとは

ZOOMのウェビナーで開催しますので、パソコン、タブレット、スマートフォンから参加可能です。

- ・インターネットへの接続が必要ですが、データ量が多いため、WiFi、できれば有線LANを推奨します。
- ・カメラ、マイクがなくても参加可能ですが、パソコンの場合、スピーカー、ヘッドホン等がないと、音声は聞こえません。
- ・ブラウザ、または、ZOOMのアプリケーション(アプリ)から参加可能です。
アプリの場合、バージョンが古いと接続できない場合があるため、
スマートフォンの場合はアプリからアップデートを実施し、
パソコンの場合は、下記の方法でアップデートを実施してください。

ZOOMに不安のある方は事前の接続テストをご活用ください。
詳細は、申込画面参照

<https://zoom-japan.net/manual/pc/how-to-update-zoom/>

個人情報の取り扱い

1. ご記入いただいた個人情報(氏名等)は、当連盟の「個人情報保護方針」および「個人情報のお取り扱いについて」に従って適切に取り扱います。
2. お預かりした個人情報は、当連盟において、本研修会の開催に限って利用し、厳重に管理し、本事業の委託元である厚生労働省には、参加者名簿として提供いたします。
なお、前記の場合および法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
3. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問合せにつきましては、上記【お問合せ先】までご連絡ください。

事 務 連 絡

令和 6 年 1 月 12 日

都道府県薬剤師会担当事務局 御中

日 本 薬 剤 師 会

医 薬 ・ 保 険 課

令和 3 年度介護報酬改定において設けられた経過措置について（薬局関係）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度施行時期及び令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告の公表については、令和 5 年 12 月 28 日付け日薬業発第 335 号にてお知らせしたところですが、令和 3 年度介護報酬改定において設けられた経過措置等について別添のとおり整理いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会関係者等にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本会ホームページ（会員向けページ）に掲載予定であることを申し添えます。

○掲載予定ページ

<https://nichiyaku.info/member/kaigo/kaigo-r3.html>

令和6年1月12日
日本薬剤師会

令和3年度介護報酬改定において設けられた経過措置について（薬局関係）

令和3年度介護報酬改定において義務付けが設けられた、令和6年3月31日を経過措置期限とする改定事項は、以下のとおりです（薬局関係のみを抜粋。詳細は参考資料をご参照ください）。

これら内容をご確認の上、該当する薬局におかれましては、適宜ご対応いただきますようお願いいたします。

	改定事項	概要
1	感染対策の強化	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
2	業務継続に向けた取組の強化	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。 また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
3	高齢者虐待防止の推進	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的実施すること。 また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。

1. 感染対策の強化

- 居宅療養管理指導に係る届出（みなし含む）を行っている、**すべての薬局が義務付けの対象**です。
- 委員会の開催、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施については、他の

サービス事業者と合同で実施することでも可能とされています。

- 指針は薬局単位で作成する必要があります。
- なお、これら研修の開催や指針策定等に際しては、既に研修等を実施している他のサービス事業者団体と都道府県薬剤師会が連携して行うことも考えられます。ご所属の都道府県薬剤師会からの案内にもお目配りください。
- また本年度、薬剤師の継続的な生涯教育に資するよう、またその一環として新興感染症の発生・まん延にも対応可能な地域の医療提供体制の確保につなげることを目的として、厚生労働省予算事業（日本薬剤師会にて実施）において、薬局における感染対策に関する指針及び研修教材を作成しています。これら事業成果物も活用いただけると考えており、報告書・成果物がまとまり次第、情報提供いたします。

2. 業務継続に向けた取組の強化

3. 高齢者虐待防止の推進

- 経過措置期限は、**令和9年3月31日に延長**されます。
- 居宅療養管理指導以外の介護サービスについては、令和6年4月1日から義務付けとなり、減算措置も導入されます。居宅療養管理指導を提供する薬局におかれては、経過措置期間中であってもできるだけ早期に取り組んでいただくようお願いいたします。
- 業務継続に向けた取組強化については、本会がお示ししている以下もご参照いただけます。

・ 薬剤師のための災害対策マニュアルページ

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/manual.html>

・ 新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（案）薬局向け作成例

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/plan.html>

参考

- ① 介護保険最新情報（Vol. 1174）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001153087.pdf>

- ② 令和6年度介護報酬改定審議報告

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html